



2024年6月25日

各 位

会社名 S P K株式会社
代表者名 代表取締役社長 沖 恭一郎
(コード：7466、東証プライム)
問合せ先 取締役副社長 藤井 修二
(TEL. 06-6454-2002)

社員持株会を通じた株式付与としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、次のとおり、第三者割当による自己株式の処分を行うことについて決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 処分期日	2024年8月20日
(2) 処分株式の種類及び数	当社普通株式 41,860株(注)
(3) 処分価額	一株につき2,257円
(4) 処分総額	94,478,020円(注)
(5) 処分方法 (割当予定先)	第三者割当の方法により、S P K社員持株会(以下、「本持株会」といいます。)から引受けの申込みがされることを条件として、上記(2)に記載の処分株式の数の範囲で本持株会が定めた申込み株式の数を割り当てます(当該割り当てた数が処分株式の数となります。)。なお、対象社員からの付与株式数の一部申込みは受け付けません。 (S P K社員持株会 477,946株)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。

(注) 「処分株式数」及び「処分総額」は、株式付与の対象となり得る最大人数である256名に対して、付与するものと仮定して算出した最大値です。実際は退職退会者などが生じますため、処分株式数(募集株式数)及び処分総額(払込総額)は後日確定します。

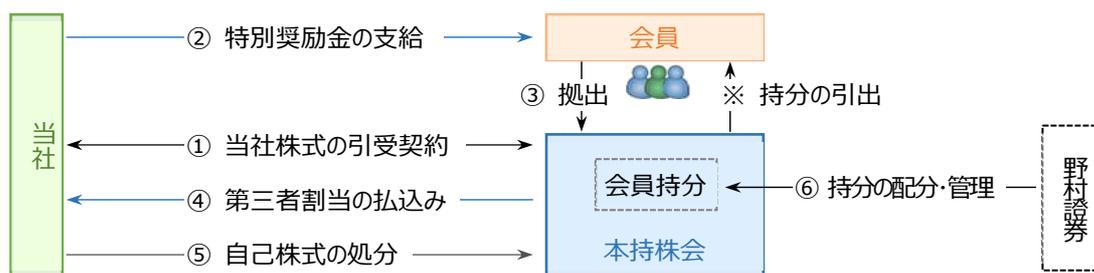
2. 処分の目的及び理由

当社は、本日開催の取締役会において、当社の中長期的な株主価値に対する社員のモチベーション向上を企図して、当社の発行する普通株式(以下、「当社株式」といいます。)を、付与対象となる本持株会の会員(以下、「会員」といいます。)に対し、特別奨励金として付与するインセンティブ・プラン(以下、「本スキーム」といいます。)の導入を決定いたしました。本スキームの概要につきましては、本日付「特別奨励金スキーム(自己株式処分型)の導入について」をご覧ください。

本スキームは、会員に特別奨励金を付与し、当該特別奨励金の拠出をもって本持株会に自己株式を処分する(以下、「本自己株式処分」といいます。)もので第三者割当の方法によるものです。処分株式数につきましては、最大41,998株を本持株会へ処分する予定です。会員への特別奨励金の付与は、金銭を付与するもので、金銭債権の付与ではございません。また、付与された特別奨励金の拠出以外に会員による金銭の拠出はございません。

なお、本自己株式処分による希薄化の規模は、2024年3月31日現在の発行済株式総数10,453,800株に対する割合は0.40%、2024年3月31日現在の総議決権個数100,040個に対する割合は0.42%(いずれも小数点以下第3位を四捨五入しています。)となります。

本スキームの仕組み



- ① 当社と本持株会は、自己株式の処分及び引受けに関する株式引受契約を締結します。
 - ② 当社は会員に特別奨励金を支給します。
 - ③ 会員は支給された特別奨励金を本持株会に拠出します。
 - ④ 本持株会は会員から拠出された特別奨励金を取りまとめ、第三者割当についての払込みを行います。
 - ⑤ 当社は本持株会に対して自己株式を処分します。
 - ⑥ 割当てられた当社株式は、本持株会が持株事務を委託している野村証券株式会社を通じて、本持株会内の会員持分に配分・管理されます。
- ※ 会員は割当てられた当社株式を個人名義の証券口座に任意に引出すことができます。

3. 処分価額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、本スキームの導入を目的としております。処分価額につきましては、2024年6月24日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所プライム市場における当社株式終値である2,257円

としております。これは、取締役会決議日直前のマーケット・プライスであり、合理的と考えております。

なお、この価格の東京証券取引所プライム市場における当社株式の終値平均からの乖離率（小数点以下第3位を四捨五入しています。）は次のとおりとなります。

期間	終値平均（円未満切捨て）	乖離率
1ヶ月（2024年5月24日～2024年6月24日）	2,187円	3.20%
3ヶ月（2024年3月25日～2024年6月24日）	2,092円	7.89%
6ヶ月（2023年12月25日～2024年6月24日）	2,042円	10.53%

当社の監査等委員会〔（社外取締役2名を含む3名で構成）〕は、上記処分価額について、本自己株式処分が本スキームの導入を目的としていること、及び処分価額が取締役会決議日の前営業日の終値であることに鑑み、割当先に特に有利な処分価額に該当しないと当社が判断した過程は合理的であり、かかる判断については適法である旨の意見を表明しています。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本自己株式処分は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことから、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以上